# 市民税均等割超過課税を行う場合の個人・法人の税率設定について

- 1 個人、法人の負担増加率を同率とした場合の税率設定
- (1) 個人の納税者1人あたり平均税額(平成20年度予算額、平成20年度課税状況調)と負担増加率 ア 均等割

2,923 円 (5,283 百万円/1,807,124 人)

イ 所得割

167,098 円 (293,098 百万円/1,754,053 人)

ウ 納税者 1 人あたり均等割 1,000 円増加した場合の負担増加率

0.59% (1,000 円/ (2,923 円+167,098 円))

- (2) 法人の納税者 1 社あたり平均税額(平成20年度予算額、平成20年度課税状況調)
  - ア 均等割

102,494 円(10,987 百万円/107,196 人)

イ 法人税割

1,610,647 円 (62,142 百万円/38,582 人)

- (3) 個人の負担増加率を法人にあてはめた場合の法人の均等割超過課税の税率設定
  - ア 法人の納税者 1 社あたり平均負担増加額

10, 108  $\boxminus$  ((102, 494  $\boxminus$ +1, 610, 647  $\boxminus$ )  $\times$ 0. 59%)

イ 法人の均等割超過課税の税率設定

10% (\(\disp. 9\%) (10, 108 円/102, 494 円))

- 個人、法人の区別なく負担増加率を同率とすると、個人 1,000 円の場合は、法人は規模に応じた均等割額の 10%程度となる。
- 2 個人、法人のバランス

(個人1,000円、法人10%とした場合の税収バランス)

(1) 個人の税収規模

約18億円(1,000円×1,807,124人)

(2) 法人の税収規模

約11億円 (10%×10,987百万円)

(3) 個人、法人のバランス

個人 : 法人 ≒ 2 : 1

→ 税収のバランスがとれている。

横浜市においても、市民税超過課税を行う場合は、先行実施県で多く採用されているように、個人 1,000 円の場合は、法人は規模に応じた均等割額の 10%程度としていくことが適当である。

# (参考)

# 他県の先行事例における県民税超過課税導入時の個人・法人の負担割合

- 1 平成18年度以前(三位一体改革による所得税から住民税への税源移譲実施前)に創設した県
  - → 富山県、滋賀県、兵庫県、愛媛県、福岡県 ほか

# 【個人・法人の負担割合の基本的考え方】

所得割、法人税割を含めた県民税全体の既存の税収額を対象に、個人分、法人分の税収割合を対比。 そのうえで、当該税収対比をもとに、均等割超過課税で新たに求めようとしている税収をあん分し、 個々の個人分、法人分の超過税率を算定。

## (福岡県の例)

所得割、法人税割を含めた県民税全体の税収対比

→ 個人 : 法人 ≒ 10 : 3

均等割超過課税で新たに求めようとしている税収

→ 13 億円

個人、法人への税収規模の割当

→ 個人 10億円、 法人 3億円

個人、法人の個々の超過税率

→ 個人 500円、 法人 規模別均等割額の5% (1,000円~40,000円)

#### 【この方法による場合の問題点】

- ・ 国、地方間の税源配分にあたっては、偏在性緩和の観点から、より偏在性の高い法人所得課税は、 国や県に多く配分され、より偏在性の低い個人所得課税は、市町村に多く配分されている。したがっ て、県や市における個人と法人の税収割合は、必ずしもあるべき個人、法人の負担割合となっていない。
- ・ 国、地方間等で税源移譲が行われた場合、個人、法人の税収割合に大きな変更が生じる。
- 2 平成19年度以後(三位一体改革による所得税から住民税への税源移譲実施後)に創設した県
  - → 秋田県、長野県、愛知県 ほか

#### 【負担割合の基本的な考え方】

税源移譲により個人県民税の税収規模が倍増し、平成18年度以前に創設した県と同じ考え方では、負担割合が異なってしまうこととなったため、税収規模による対比ではなく、「先行実施県の税率設定を参考にした税率設定」を採用。

## <第6回・第7回税制研究会の意見状況>

- ・個人、法人の区別なく、負担増加率を同率とすることが考えられる。
- ・個人、法人のバランスを考慮していく必要がある。